

不利益処分に係る処分基準（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第41条第2項	騒音防止の方法の改善命令又は騒音発生施設の使用等の変更命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

第39条の規定に基づく勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音発生施設を設置しているとき、又は第41条第1項の規定に基づく勧告を受けた者がその勧告に従わないとき。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。